

「かながわSDGsパートナー」(第6期)募集要項

1 趣旨

SDGsの取組を実施し、公表している企業、NPO、団体、大学(以下「企業・団体等」という)を「かながわSDGsパートナー」として神奈川県(以下「本県」という)が登録する。本県と登録企業・団体等が連携し、またパートナー間の連携を本県が後押しすることで、本県内のSDGsに関する企業・団体等の取組を促進させることを目的とする。

2 応募要件

次の(1)から(3)のすべての条件を満たし、**申請日時点で既にSDGsの取組を実施し、明確に公表していることが必要**です。

かながわSDGsパートナー登録申請書(以下、「申請書」という。)に申請書記載要領を確認の上、必要事項を記入し、募集期間内に提出してください。

(1) 基本的事項

本県内に事業所を有する企業・団体等であること。ただし、本県内で継続的(令和3年度及び令和4年度を含めた2ヵ年以上)に事業を実施することを証明できる者はこの限りではありません。また、登記事項証明書に記載されている法人名及び代表者名にて申請してください。

(2) 資格

- ・ 県税等に未納がないこと
- ・ 神奈川県暴力団排除条例第2条第5号で定める暴力団経営支配法人等に該当しないこと
- ・ 過去3年以内に、その他重大な法令違反がないこと

(3) SDGs関係

- ・ **経済・社会・環境の三側面すべてに関わる取組を実施していること**
- ・ **SDGsを活用して事業に取り組んでいることが、誰が見てもわかりやすく、ホームページ上で公表されていること**
- ・ かながわSDGsパートナーとして、SDGsの普及促進に取り組み、多様なステークホルダーとの連携が図れること

3 登録・更新・取消

(1) 登録方法

本県が申請者におけるSDGsの取組内容等を審査のうえ、かながわSDGsパートナーとして登録します。登録後、かながわSDGsパートナー登録証を交付します。

(2) 登録期間

登録日から2年間

(3) 更新

パートナーが登録期間の更新を希望する場合は、認証企業・団体等からの申請に基づいて、認証期間を更新することができます。

(4) 登録取消

次の項目に該当がある場合、登録を取り消すものとする。

- ・ 虚偽の申請によるものであったとき
- ・ 登録企業・団体等から、登録の取消について申出があったとき
- ・ 応募要件を満たさなくなったとき

- ・その他、当事業の運用に重大な支障をきたす行為があったとき

4 かながわSDGsパートナーと本県の連携

- 登録企業・団体等と本県が連携・協力してSDGsの普及促進活動を実施
- 登録企業・団体等におけるSDGsを活用した取組を本県が対外的に発信
- 登録企業・団体等に対し「かながわSDGsパートナー」登録証、バッジ^{図1}、ステッカー^{図2}、デジタルロゴを提供
- その他SDGsの普及促進活動

図1



直径約2センチメートル

図2



横約19センチメートル

縦約7センチメートル

5 登録企業のメリット

- 本県の中小企業制度融資による支援
- 本県による対外的な広報・PR(本県ホームページへの掲載、バッジ・ステッカー・ロゴ使用可)
- 「かながわSDGsパートナーミーティング」等を通じたパートナー間のマッチング支援
- 「かながわSDGsアクションファンド」を通じた資金調達及びSDGsへの貢献度の「見える化」

6 応募方法等

(1) 募集期間 (第6期)

2022年1月14日(金曜日)から3月18日(金曜日)まで

(2) 登録企業・団体等発表、登録証授与

内示:2022年5月上旬(予定)、登録:2022年5月下旬(予定)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、登録証授与式は開催しません。

(3) 応募方法

- 神奈川県ホームページ (URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bs5/sdgs/partner.html>) から登録申請書をダウンロード後、必要事項を記入のうえ、**ワード形式**のまま(PDF化はしないでください) **e-kanagawa 電子申請で提出をしてください。**

登録申請書、登録申請書記載要領、登録申請書記載例、「かながわSDGsパートナー」募集についてのQ&A等を掲載しています。

(問合せ先)

神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室

SDGs推進G

電話番号 045-285-0539